

地域密着型サービス 変更事項別提出書類一覧

【届出にあたっての注意事項】

- 届出は変更月日から10日以内に行ってください。(本票は提出不要)
- 様式の定めのある提出書類は下記表からダウンロードして使用してください。(誓約書等一部の様式は介護保険のページに別掲載)
- 付表及び勤務形態一覧表はサービス種別ごとに対応した様式を使用してください。
- 変更届出書の写しに押印する收受印は、介護保険課に到着した日付を示すものであり、変更届出書の受理および手続の完了を意味するものではありません。返送後に書類の差替えや再提出を求める場合がありますのでご了承ください。

届出書変更No	変更事項	提出書類
共通提出書類 ※全ての変更届において提出してください。 (変更届出書(別表)と付表は変更事項に応じて使い分けること)		
法人に関する変更事項	3 申請者(法人)の名称	○変更届出書(第3号様式) ○法人に関する変更 ⇒ 変更届出書(別表) ○事業所に関する変更 ⇒ 付表(提出するサービス種別に対応するもの)
	4 主たる事務所(法人)の所在地(法人の住所・電話(FAX)番号等の変更)	○登記事項証明書 ○事業所一覧(法人が運営する事業所の名称と事業者番号を記載したもの) ※任意様式
	5 代表者の氏名等の変更(法人代表者、住所等の変更)	○誓約書 ○登記事項証明書 ○事業所一覧(法人が運営する事業所の名称と事業者番号を記載したもの) ※任意様式
	6 登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る)	○誓約書 ○登記事項証明書 ○事業所一覧(法人が運営する事業所の名称と事業者番号を記載したもの) ※任意様式
事業所(施設)に関する変更事項(主なもの)	1 事業所の名称	○運営規程
	2 事業所の所在地等	○図面 ※事業所の移転を伴う場合 ○写真 ※事業所の移転を伴う場合
	7 事業所の建物の構造・専用区画等	○図面 ○写真
	8 事業所の管理者の氏名及び住所	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの) ○経歴書 ※認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護の変更に限る ○誓約書 ○資格証明 ※管理者に資格要件がある場合のみ、職務に係る資格証等の写し
	運営規程	○運営規程及び下記の変更事項に応じた書類
	(1)営業日・営業時間	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの)
	(2)従業者数	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの) ○資格証明 ※従業者に資格要件がある場合のみ、職務に係る資格証等の写し
	(3)サービスの内容・提供方法	なし(運営規程のみの提出)
	(4)利用者負担	なし(運営規程のみの提出) ※別紙による同意の場合にはその同意書でも可
	(5)通常の事業の実施地域	なし(運営規程のみの提出)
	(6)定員	
	①定員のみの変更の場合	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの) ○図面 ※定員変更により施設の規模等の変更を伴う場合 ○写真 ※定員変更により施設の規模等の変更を伴う場合
	②職員数の変更を伴う場合	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの) ○資格証明 ※従業者に資格要件がある場合のみ、職務に係る資格証等の写し ○図面 ※定員変更により施設の規模等の変更を伴う場合 ○写真 ※定員変更により施設の規模等の変更を伴う場合 ○地域密着型通所介護の定員変更に伴い単位数を増やす場合、サービス提供実施単位のわかるもの
	(7)その他	なし(運営規程のみの提出)
	15 介護支援専門員・計画作成担当者	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの) ○経歴書 ○資格証明
10 11 協力医療機関、施設等との連携支援体制	○医療機関等との契約書等の写し	
12 介護サービス費の請求に関する事項(加算届) ※付表の添付は不要	○介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等 ○他添付書類	
16 その他(生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、オペレーター等、資格要件のある従業者の変更)	○勤務形態一覧(提出するサービス種別に対応するもの) ○資格証明 ※生活相談員の資格要件に係る在職証明は参考様式の内容を網羅したもので提出してください。(在職証明書【参考様式】) ※看護職員を病院等との連携で確保する場合は、協定書等の連携の確認ができる書類を添付してください。 ※はり師及びきゅう師を機能訓練指導員として配置する場合、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事したことを証する在職証明を提出してください。(在職証明書【参考様式】)	